

令和 7 年

第 5 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 5 月 26 日 午前 9 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（9 番佐々木 大輔委員、10 番西野 徳光委員）
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 6 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程 7 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 8 その他

○令和 7 年 5 月 28 日（水）～29 日（木）

- ・ 全国農業委員会会長大会ならびに新潟県農業委員会会長東京集会
【東京都 渋谷公会堂ほか】 <会長>

○令和 7 年 6 月 16 日（月） 10：30～

- ・ 第 111 回常設審議委員会
【新潟市 J A新潟ビル】 <会長>

○令和 7 年 6 月 24 日（火） 13：30～

- ・ 新潟県農業会議第 138 回通常総会
【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>

○令和 7 年 6 月 24 日（火） 15：00～

- ・ 市町村農業委員会会長会議
【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>

○令和 7 年 6 月 25 日（水） 9：00～

- ・ 第 6 回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木	日出男	2 番	田邊	浩	3 番	樋口	隆
4 番	小幡	武重	5 番	関	昭夫	6 番	上村	哲
7 番	小林	憲一	8 番	中俣	渉	9 番	佐々木	大輔
10 番	西野	徳光	11 番	宮田	京子	12 番	荒川	敦
13 番	篠田	猛	14 番	片桐	京	15 番	山崎	輝代
16 番	高橋	宏	17 番	大平	泰弘	18 番	原澤	眞
19 番	並木	孝夫						
推 1 番	桑原	宏太	推 2 番	松田	伸児	推 3 番	飯酒盃	大祐
推 4 番	山田	利広	推 5 番	笛木	正計	推 6 番	関	佐智
推 7 番	小林	久雄	推 8 番	星野	覚雄	推 9 番	阿部	勉
			推 11 番	宮崎	実	推 12 番	林	幸次
推 13 番	小杉	進	推 14 番	片桐	健二	推 15 番	関	晃
推 16 番	島田	徳敏	推 17 番	長谷川	政一	推 18 番	勝又	信行
推 19 番	志太	要一	推 20 番	櫻井	隆	推 21 番	高村	英男
推 22 番	井口	博	推 23 番	水澤	利徳	推 24 番	牛木	友哉

欠席委員は 1 名である。

推 10 番 山岸 健一

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井	雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下	悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長

それでは、令和7年第5回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、9番佐々木大輔委員、10番西野徳光委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降7件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。今月は9件です。

1番、芹田の田2筆、新潟県農林公社仲介の案件で、売買のための解約です。

2～6番は同じ借受人の方の案件です。

2番、一村尾、九日町の田3筆、第三者との売買のための解約で、うち1筆については、後ほど3条申請があがってきます。

3番、九日町の田1筆、第三者との売買のための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

4番、九日町の田1筆、第三者との売買のための解約です。

5番、九日町の田1筆、第三者との売買のための解約です。

6番、九日町の田1筆、第三者との売買のための解約です。

7番、奥の田9筆、第三者との売買のための解約です。

8番、雲洞の田1筆、借受人の都合による解約です。

9番、長崎の田3筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

8ページをご覧ください。今月は2件です。

1番、芹田の田1筆、新潟県農林公社仲介の案件で、売買のための解約です。

2番、青木新田の田2筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

議 長

第1号報告につきましては、以上です。

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

10 ページをご覧ください。今月は12件です。

72番、73番は同じ譲受人の方の案件ですので、一括して説明させていただきます。

72番、九日町の田1筆、963㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり300円です。

73番、九日町の田1筆、886㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり300円です。

いずれも過去にあっせんの申出がされていた農地であり、譲受人の方が経営規模拡大のために申請地を買い受けたという内容の申請です。また、2筆とも農振農用地ではないため、農地法3条での申請となっております。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

74番、原の田3筆、8,155㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり155円です。所有者の財産処分の意向を受け、こちらの農地を借り受けて耕作をされていた譲受人の方が引き続き農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人は農地所有適格法人であり、こちらの法人の機械の

所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

75 番、中川の田 1 筆、626 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 208 円です。こちらは譲受人の所有農地と隣接している農地で、自己所有地と一体的に耕作するために申請地を買い受けるものです。

譲受人の方の農業の経験や従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

76 番、長崎の田と畑 5 筆、5,580 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 90 円です。申請者は親戚同士の間柄であり、譲渡人の病気治療のための費用が必要だということで、近隣に居住する譲受人が申請地を買い受けるというものです。

譲受人は経営面積が 11 a ということで、非常に少ない経営面積であるため、営農計画書を提出してもらってあります。地目が畑の土地については、畑として利用することですが、地目が田の土地については、通常の維持管理作業を自分自身で行いまして、機械が必要となる作業については作業委託をお願いするということです。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

77 番、塩沢の田 1 筆、1,473 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 645 円です。こちらは所有者の財産処分の意向を受け、隣接地を耕作している譲受人が一体的に耕作するため申請地を買い受けるものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

78 番、上十日町の田 2 筆、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 307 円です。こちらの案件についても、所有者の財産処分の意向を受け、申請地の隣接で耕作をしている譲受人が申請地を買い受けるものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当である

議 長

と判断しております。

79 番から 82 番までは賃貸借権の設定です。

79 番、長森の田 7 筆、10,680 m²、5 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。

80 番、青木新田の田 2 筆、1,483 m²、20 年間の賃借権の設定で、対価は全部で 90kg です。

81 番、川窪の田 1 筆、227 m²、20 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

82 番、東泉田の田 11 筆、6,300 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は全部で 5 俵です。

賃借権の設定を申請されたこの 4 件の案件につきましては、いずれも、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

83 番、穴地新田の田畑 9 筆、21,767 m²、20 年間の使用貸借権の設定です。

こちらの案件は、農業者年金受給のため使用貸借権を後継者に再設定する内容の申請となります。

後継者である譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

第 1 号議案については以上です。

関係委員がおられます。農業委員 17 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(17 番大平委員退席)

12 ページ 81 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。12 ページ
81 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、81 番案件は原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

(大平委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。81 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程 6 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長

日程 6 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

15 ページをご覧ください。今月は2件です。

16 番、海士ケ島新田の田1筆、229 m²、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については1～3 ページです。申請の内容ですが、譲受人は子どもが生まれ、現在の住居が手狭になったことから、父が所有する申請地に住宅を建築したいというものであります。

この農地については集落内にある生産性の低い第2種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

17 番、東泉田の田1筆、326 m²、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については4～6 ページです。申請の内容ですが、妻の父が所有する申請地に一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

第2号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認

されました。

日程 7 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長

日程 7 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第 1 号朗読)

お手元の別冊をご覧ください。今月の農用地利用集積等促進計画は、売買と貸借の 2 通りです。

今月は新潟県農林公社仲介の案件が非常に多くありましたので、別冊という形で当日配付とさせていただきます。

最初に別冊の 3 ページをご覧ください。

最初に売買の案件です。今月は 7 件です。

1 番、九日町の田 4 筆、2,030 m²、対価は 10 a あたり 30 万円です。

2 番、九日町の田 1 筆、977 m²、対価は 10 a あたり 30 万円です。

3 番、九日町の田 1 筆、495 m²、対価は 10 a あたり 30 万円です。

4 番、九日町の田 1 筆、289 m²、対価は 10 a あたり 30 万円です。

5 番、一村尾の田 2 筆、1,950 m²、対価は 10 a あたり 30 万円です。

6 番、名木沢の田 1 筆、1,007 m²、対価は 10 a あたり 30 万円です。

これらの 1 番から 6 番の案件については、譲受人の方が同じ方です。この方は認定農業者でありまして、新潟県農林公社仲介の売買の要件である 500m 以内に 1 ha 以上の経営農地があるという要件を満たしております。

なお、これらの案件は農地法 3 条の申請にも一部関連の申請があったのですが、あっせんの申出があった土地について、今回買受人が決まったため農用地利用集積等促進計画で申請するものであります。

7 番、茗荷沢の登記畑、現況田 1 筆、2,973 m²、対価は 10 a あたり 67 万 2,721 円です。

譲受人については、農地所有適格法人かつ認定農業者であり、こちらも半径 500m 以内に 1 ha 以上の経営農地があるという条件を満たしております。

5 ページからは、貸借の案件です。

5～18 ページは地域計画内の貸借の案件です。

1～332 番の耕作者はいずれも同一の農地所有適格法人です。いずれも賃借権の設定で、対価は全て 10 a あたり 20,000 円です。

こちらの法人は、もともと対価を金額で設定して農用地利用集積計画での貸借をしていたのですが、農用地利用集積計画の廃止に伴いまして、今後は公社仲介での貸借にしたいということで、今回大幅な切替えがあったものであります。

続いて、333～337 番の耕作者はいずれも同一の農地所有適格法人の案件です。賃貸借の設定で、対価は 10 a あたり 17,500 円です。

338～347 番の耕作者はいずれも同一の農地所有適格法人です。賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。

348～350 番の耕作者はいずれも同一の方です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 23,000 円です。

19 ページの案件につきましては、地域計画外の農地の貸借です。地域計画の範囲については、農振農用地となっておりますので、農用地区域外の申請とは、農振農用地以外の農地の申請ということになります。

1～31 番の耕作者はいずれも同一の農地所有適格法人です。賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。

32 番、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。農業委員 14 番片桐委員。

14 番片桐委員

1 点確認です。別冊 3 ページの表の右から 2 番目の行にある売渡人は譲受人ということでよろしいのでしょうか。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

この売渡人という表記ですが、新潟県農林公社仲介の売買の案件においては、一度新潟県農林公社が土地を買い入れて、その後売り渡すという手順を踏みますので、新潟県農林公社が土地を売り渡す相手という意味で、譲受人をこのような表記にさせていただいております。

議 長

片桐委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり承認されました。

日程8 その他

議 長

日程8 その他についてですが、皆様から何かございますでしょうか。関井局長。

関井局長

総会終了後になりますが、まず地区ごとの情報交換会を行っていただきまして、その後、広報特別委員会と食育の担当者会議を行いますので、担当の委員はご参集をお願いしたいと思います。

議 長

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

(9 時 30 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 7 年 7 月 25 日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

佐々木 大 輔

会 議 録 署 名 委 員

西 野 徳 光
